

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤 富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

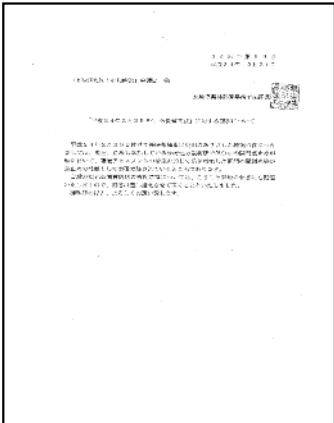
長崎県知事、何の解決方針も示さず！？

本年2月29日、よみがえれ！有明弁護団は中村法道・長崎県知事に對して公開質問状を提出した。

質問の内容は、同知事が昨年12月19日付の朝日新聞紙上において、「(諫早湾干拓潮受堤防が)常時開門されると、諫早湾は濁りで満たされる。周辺の漁場は全滅してしまふ。」数千億円の事業費を投じて泥の巻き上げを防止し、農業用水も数百億円かけて確保して、開門しても被害が回避される状況になれば、地域住民も納得するかもしれない。しかし今、そういう状況にはない。」などと虚偽の事実を述べていることに對して、その根拠を明らかにするよう求めるものであった。

しかしそれに対する知事からの「回答書」(3月21日付)は、裁判係争中であることを理由として、一切の質問に對する回答を拒絶する、という内容であった。

【←県知事からの「回答書」】



「開門すると漁業被害が出る」 など矛盾に満ちたデマ宣伝

弁護団が公開質問状で問疑した点は、①知事が、排水門を最初から全開する場合を想定して発言しているようだが、現在では国も漁業者も、いきなり全開することなど求めていないし(知事も熟知しているはず)、漁業者らが求める段階的開門方法によれば、調整池内の汚水が一気に排出する事態は避けられること、②知事は、排水により海の濁りが生じて漁業被害が出るなどと言っているが、そもそも現在でも潮受堤防排水門は解放されている(特に大雨が降った時には大量に排水されている。)のだから、現在の排水門開放によつては漁業被害が出ず、福岡高裁判決による排水門開放は漁業被害が出る、などという主張が矛盾に満ちたものであるという点などであった。

さらに、アセスメントの結果によつても、泥の巻き上げ防止に数千億もかかるとはされていまいし、農業用水確保のために数百億かかるのと試算もされていない、などという明らかな虚偽の点であった。

「係争中の事柄について前に公に発言したのは知事自身であること」

「回答書」で中村知事は「係争中の裁判に関わる」ことを拒否事由としているが、前に自らの見解を全国紙の紙面で明らかにしたのは知事自身であり、その根拠を問われると一転して回答を拒否することは、まったく筋が通らない話であろう。

弁護団の指摘のとおり、知事が新聞記事で述べた発言が虚偽の事実を含むものであることは明らかであり、このような虚偽の事実を、長崎県知事が公に述べ、長崎県民に間違つた事実認識を広めることは絶対に許されるものではない。

知事の回答拒絶は、弁護団の質問に對する答えを持つておらず、新聞紙上で知事が明らかにした見解は根拠のない虚偽事実であったことを自ら認めたものと言わざるをえないだろう。

知事として今こそ紛争解決に 向けた建設的な提案をすべき

本来、県民の中に対立・紛争があれば、それを調整し、よりよい解決に導くことが行政の長である知事の職責であるはずだが、中村知事はただ開門に反対をするだけで、その根拠さえ明らかにできず、諫早湾干拓事業をめぐる長年におたる諍いを解決するための何らの方針も示さないままである。

現在、開門差止の仮処分が提起されているが、確定した開門判決は、すでに生じている違法状態を

解消することを裁判所が認めたものであるから、差し止めに理由はなく、仮処分は認められる余地がないだろう。

仮処分が認められなかった場合、一体、長崎県はどうするつもりなのだろうか。ただ反対とのみ言い続ける知事は、仮処分が認められなかった場合に、開門に反対する住民らに對してどのような説明をするつもりなのだろうか。県として、何らの具体的な対策の提案もせずに開門されることになった場合に、果たしてその住民らは納得するだろうか。

他方、万が一、開門差止の仮処分が認められたと仮定しても、深刻な漁業被害を受け続けている漁民が、泣き寝入りすることは絶対にならない。強制執行、間接強制の手続を含め、仮処分を覆すためのあらゆる手段をとるようになる。

結局、知事が単に開門反対を叫び続けることは、紛争解決にまったく役立たないばかりか、むしろ対立を煽るだけである。開門すると被害や不都合が生じるというのであれば、知事としてすべきことは、それに対する対策や対応について建設的な意見を述べ、県民の理解を得て、よりよい解決を模索・提案することであり、やみくもに開門反対を叫び続けることではないだろう。

漁業者のみならず、農業者も地域住民も、誰もが安心して暮らせるプランを県知事が打ち出すことが今求められていることなのである。